

## マイナ保険証使える医療機関受診

# カードと資格文書必要

厚労省方針

来年秋に予定される健康保険証の廃止をめぐり、厚生労働省は「マイナ保険証」

が使えない全国の約1割の医療機関で、患者にマイナ保険証のほかに「資格情報提示を求める考え方を示し

た。高齢の医師だつたり山間部などの地域的な理由があつたりしてマイナ保険証のシステム導入ができない場合への対応だが、患者には新たな文書を持参する手間が発生することになる。

23日の立憲民主党のヒアリングで明らかにした。同省によると、マイナ保険証を持つ人の保険資格が更新されたときに、「資格情報のお知らせ」という1枚の紙を送付する。負担割合や氏名、住所、被保険者番号などを記載する予定で、マイナ保険証のシステム導入ができない医療機関での利用を想定しているという。同省の担当者は「(受診時は)マイナンバーカードと一緒に使いいただく」とが想定される」と説明した。政府は「マイナンバーカード一枚で受診していただき

べ」と説明してきたが、力

一語の文書の2枚を持つ必

要がある人が出していくことになる。(村井隼人)